

(2018年9月28日講演)

### 30. 「水産加工業の推移」

株式会社みなと山口合同新聞社 みなと新聞 顧問 川崎龍宣専門委員

それでは、補足的に説明をさせていただく。大きく分けて2つ、予算等も含めて水協法の関係の説明と、あとは参考資料となっているが、加工と漁業がどういう関係にあるのかという説明をする。

まず、水協法の関係で資料1がある。これに沿って説明する。この説明の関連で、水協法の解説のコピーも付けている。併せて予算関係の資料を付けている。これは後で見ただければと思う。

まず、水協法の関係だが、敗戦(1945年)から3年後の1948年に、「漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もってその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期する」ことを目的に、水産業協同組合法が出来上がった。この中で、漁業協同組合、漁業協同組合連合会などとともに、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会が法的に規定された。

戦前はどうかというのと、1925年、大正14年の工業組合法に基づいて、水産物の製造工業組合が組織されていた。業種別に都道府県を区域として組織され、全国組織もあったということである。蒲鉾や竹輪、佃煮、瓶詰、削り節、昆布加工、海苔加工、海藻加工、油脂など、全体で362の組合があったと記されている。

戦前から戦後の間の戦時中は、昭和18年、1943年に水産業団体法が作られ、いわゆる国策の協力機関という形で、それぞれの組織が整理・統合された。水産業の団体では各市町村に1漁業会、各都道府県に1水産業会と1製造業会、中央に中央水産業会が置かれた。水産加工団体は製造業会の中に組み込まれていった。

戦後の水協法の制定に当たって、「水産業協同組合法の解説」では、「特徴的なのは……、水産加工業協同組合の規定を同一法中に入れたこと」、特徴的なこととして水協法の中に加工の規定を入れたこととしながら、「これについては、水産加工業者を漁民と対立的に捉え、同床異夢のきらいもあるとの批判があった」。入れるべきではないという意見もあったということが記されている。

水協法が施行されたのが1949年、このときの水産加工業協同組合数は203、連合会数は10となっている。その下は直近の状況である。これは水産庁の水産業協同組合の年次報告の中に記されている数なのだが、水産加工の協同組合は直近では97である。戦後、203あったのが今は97である。加工の連合会は10あったものが7という状況になっている。

水協法の中で、水産加工業協同組合と連合会の事業については、93条、97条でそれぞれどういうことをやる、どういうことが事業として行えるかということが記載されている。

これは後で目を通していただければと思う。

漁業協同組合等は事業に資源や漁場の管理などが入っているのに対して、当然ながら加工の関係のところにはそういったものは一切入っていない。主に経済的な取り組み、あとは福利厚生など、そういったものが事業の内容となっている。

Ⅱは水産庁における位置付けである。現在の所管課は漁政部の加工流通課になっている。農林水産省組織令でそれぞれの課がどういうことをやるのかが決められているが、加工流通課は、水産物の加工、流通、消費の増進、改善及び調整に類することが仕事に定められている。3番目に「水産業における資源の有効な利用の確保に関すること」とあって、資源関係もきちんと仕事の中に入っているのには、少し私は驚いた。日常的な取材等で水産庁加工流通課が行っている事業を見る限り、あまりこういったことを具体的にやっている気配はない。

現行の予算で加工関係は、極めて予算額が限られている。加工業者のみに対する予算はない。漁協で加工をやっているなど、流通業者で加工をやっているなどの加工業者を含めて、そういうものを含めて全てが対象になるという形で、この予算があるからと言ってそれが全て加工業者の手に渡っているかという、そうではない。

直近の30年、29年の補正、29年の本予算、28年、27年と列挙している。これがほとんど加工関係の予算だと思ってもらって構わない。これしかない。

過去の水産加工の予算を見たときに最も大きな予算は、東日本大震災の関係を除いて通常の予算の中では、「水産物産地加工流通センター形成事業」がある。ただ、これも漁業との一体的な流れの中で行われた事業で、1978年から9年間、主要な集積地、漁港の後背地に加工団地を59地域で造っていったという歴史がある。この辺りの背景は、加工の際に出る廃水の問題など、いろいろ複合的な問題があり、一地域に加工の場所を集約するという形で進められた。これが一番過去の中では大きな事業だったのではないかと思う。

水産加工はどうしても水産庁の事業の対象としてメインではない。これは歴史的なものがあつたのだと思う。中企法を運用する経産省と農水省の2つが所管の官庁という形になっている。中企法の関係では全国珍珠商工業協同組合や、全国いか加工業協同組合などの団体が中企法の団体として活動している。

私もそこまで進んでいるのかと少し驚いたが、水協法の定員の関係で、ここ10年ぐらい組合を解散するところが増えており、それが中企法に移っている。

中企法の関係は今回、調べていない。中企法の関係の法律を少し載せているので、後で読まれたらいいのではないかと思う。

次に、資料4水産加工業の参考資料の説明をする。

今から幾つかの資料をお見せするが、結論から言って、水産加工の生産の減少、魚介類の摂取量の減少、卸売市場等の扱いの減少、これらの最大の原因はいずれも「科学的な資源管理を怠った結果の漁業・養殖生産量の減少」と思っても差し支えないのではないだろうかと思っている。

資料 P1 は「工業統計」の従業員 4 人以上の加工業者の出荷額の推移である。1992 年が一番多く、4 兆 3,379 億円あった。直近の 2016 年で 2 兆 9,825 億円、2013 年が少し上がっているが、それでも最盛期の 69%しかない。

資料 P2 は事業所数である。一番のピークが 1986 年で、1 万 3244 である。ただ、この数字はそれぞれの品目を生産している経営体の合計を足し合わせたもので、ダブっているところもあるので、実態はもう少し少ないかと思う。それでも、直近が 7,818 経営体で、最盛時の 55%までに落ちている。

水産加工品出荷額と漁業・養殖生産量の推移が資料 P3 である。加工はずっと生産量が減っているが、ほとんど、漁業・養殖生産量の落ちに合わせて減少している。これがもっとはっきりするのが資料 P4 の額である。双方の額がぴったりと推移。漁業・養殖生産額の落ちに合わせて加工額も減っている。きれいに相関関係を描いている。

資料 P5 が、参考であるが、卸売市場の取扱額である。これも漁業・養殖生産額の減少に合わせてずっと落ちている。ほとんどそれと同じような推移をたどっている。

資料 P6 はよく使われる摂取量である。魚が減って肉は上がっている。こういうことを根拠に魚離れといわれているが、でも、魚離れは本当かと思う。

資料 P7 は魚類の摂取量と漁業・養殖生産量を 1 つの同じグラフにしたものである。漁業・養殖の生産が減少したことによって、魚介類の摂取量は減っていった。これもほぼ相関的な形で推移している。

これだけを見ても、魚離れではなく、やはり供給が減ったことで消費が減った。食べるものがないのに摂取量が上がるわけがない。私は 40 年間取材をしているが、消費が減ったから漁獲を減らしたという話は聞いたことがない。漁獲が減って供給が減ったことで消費量が必然的に減った。ないものは食べられないわけである。

資料 P8 は供給量と摂取量の関係である。供給量というのは、国内生産と輸入と輸出をプラスマイナスしたものである。当然だが、これもきれいな相関を描いている。

参考までに、資料 P9 は肉類である。肉類はやはり供給が多いから消費は増えていく。食生活、社会的な変化は確かにあると思うが、基本は供給で「ないものは食べられない」ということだと思う。

これで説明を終わる。